



鑑を持参する ※本籍が市外の場合は、本籍地に請求してください。

●祝日の燃やせるごみ収集

■市廃棄物・リサイクル対策課
☎0956・32・2428
▼4月30日(振替休日) Ⅱ収集します▼5月3日(憲法記念日)、5月4日(みどりの日)、5月5日(こどもの日) Ⅱ収集しません

●異動シーズンの窓口利用

■市役所戸籍住民課
戸籍や住民票の手続きは、市役所窓口の混雑緩和のため、次のことにご協力ください▼比較的すいている時間帯(週半ばの10時までと16時以降)を選ぶ▼最寄りの支所や行政センターを利用する▼市役所前や各支所前に設置している休日・夜間申請受付ボックスを利用する▼戸籍謄・抄本を請求するときは、事前に本籍、筆頭者を確認し、印

●誕生祝金、記念品の申請を

■市役所戸籍住民課
●誕生祝金(2万円) 対象Ⅱ本市に住民登録または外国人登録されていて、第3子以降の子を出産した母(同一の母) 申請期間Ⅱ新生児の誕生から6カ月 ●誕生記念品(アルバム) 対象Ⅱ本市に住民登録または外国人登録されている人の新生児 申請期間Ⅱ新生児の誕生から1年

●国保の変更届けは14日以内に

■市役所戸籍住民課
転入、転出、健康保険の種類や記載事項に変更があったら、世帯主が同課か各支所、各行政センターで手続きを。ほかの健康保険に加入しても、国保をやるめの手続きをしないと、国保税を二重に支払う恐れがあります。国保への加入手続きが遅

れると、さかのぼって国保税を納めることとなります。

●退職者医療制度

■市役所戸籍住民課
条件はありますが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が、75歳になるまでこの制度で医療を受けることとなります。年金証書を受け取ってから14日以内に同課か各支所、各行政センターで手続きを。

●4月から国民年金保険料が変更されます

■佐世保社会保険事務所
☎0956・34・1148
平成19年度の保険料Ⅱ月額一万四千円(納付書は4月初旬に送付します。口座振替の場合は、引き続き指定口座から振り替えます) ※学生で納付が困難な人は、学生納付特例の申請をご利用ください。社会保険事務所、市役所戸籍住民課、各支所、各行政センターで手続きを。

●3月末で出産費資金貸付制度を廃止しました

■市役所国民健康保険課
国保加入者が出産する際に、事前に出産育児一時金の一部を貸し付けていましたが、平成19

年3月末に廃止しました。代わって、出産育児一時金受取代理制度を平成19年2月から開始していますので、詳しくはお尋ねください。

●老人医療対象者の高額医療費支給申請手続き

■市役所国民健康保険課
月の自己負担限度額(所得により異なります)を超えた人は、申請により超えた分が支給されます 手続きⅡ保険証、老人医療受給者証、郵便局以外の本人名義の通帳、印鑑(同一世帯の2人以上の申請で、同一口座に振り込み希望の場合でもそれぞれ異なる印鑑が必要)を持参して同課、各支所、各行政センターで手続きを ※非課税世帯で入院時食事代の差額支給申請と併せて申請する場合は、領収書の提示が必要です。

●住宅用地などの申告を

■市役所資産課
●住宅用地の申告 対象Ⅱ家屋の新築、解体などで用途の変更があった人 ※居住用家屋の敷地は特例措置で税が減額されます ●所有者申告 対象Ⅱ土地や家屋の所有者が亡くなり、それらを所有することになって、

相続登記をしていない人 ●家屋滅失申告 対象Ⅱ災害や都合などにより、家屋の一部または全部を取り壊した人 ●不動産取得税の軽減(お尋ね↓県税事務所☎0956・23・4211) Ⅱ条件はありますが、土地・家屋を取得した場合に税が軽減されます。

●4月は固定資産税第1期分の納付月です

■市役所納税課
納め忘れがなく便利な口座振替や納税組合のご利用を。

●より安全でおいしい水を飲むために

■水道局給水課
☎0956・24・1151
次の場合は念のため、使い始めのバケツ1杯程度は、飲み水以外にご使用ください(通常の使用状態では健康上問題はありませぬ)▼長期間留守にした後や、朝一番に水を使用するとき(消毒用塩素が少なくなっていることがあります)▼昭和53年3月以前に設置された水道管を使用している場合(鉛管が使用されている可能性があり、鉛が

溶け出すことも考えられます) ※個人所有の鉛管は取り替えをお勧めします。

●メーターから蛇口までの水道管に破損があったら

■水道局給水課
☎0956・24・1151
破損や水漏れを見つけたら、水道局の指定給水装置工事業者に連絡ください。道路などの水漏れは水道局給水課が、最寄りの営業所、出張所にお知らせください。

●国道35号で配水管敷設工事を実施します

■水道局建設課
☎0956・24・1151
戸尾市場から島瀬公園付近の国道で、老朽化した配水管を新しいものに替える工事を夜間に実施します。ご協力をお願いします 期間Ⅱ4～11月

**市民公益活動団体の
人材育成を支援します**

市民公益活動団体(NPO法人やボランティア団体など)が、団体の活動活性化を目的に、中間支援NPO(NPOの活動を支援する団体)や研修機関などが実施する専門研修等へメンバーを派遣する場合、その経費の一部を補助します。

内容
受講負担金、交通費、宿泊費の2分の1以内(1人あたり上限5万円で、1団体あたり年間2名まで)を補助します。
※詳しくは、募集要項をご覧ください。
市ホームページ、させばNPO・ボランティア支援ネットに掲載しています。

●お尋ね 市役所市民協働推進室
付期限Ⅱ5月1日

●下水道受益者申告書の提出を
■水道局下水道管理課
☎0956・24・1151
新たに公共下水道への接続が可能になったことで、平成19年度から受益者負担金を納める予定の人に、申告書を4月初旬に

●道路・法定外公共物(里道・河川)占用料の納付を
■市役所土木部管理課
最寄りの指定金融機関で、忘れずに納付をお願いします 納

●市教育文化振興基金助成事業
■市教育委員会社会教育課
平成19年度に市民団体等が実施する教育・文化・スポーツ事業(発表会や記念事業など)を対象に助成します 募集期限Ⅱ5月31日 ※詳しくはお尋ねを。

●業務を委託(平成19年度)
【と畜場使用料・冷蔵庫使用料の収納】佐世保食肉センター(株)へ 【市労働福祉センターの使用料の収納(財)】佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンターへ

人権
シリーズ
さまざまなる人権 同和問題と人権 同和問題は、わが国の歴史発展の過程で形作られた、いわれのない身分差別です。法制度の整備などにより対策が講じられてきましたが、就職や結婚などでの差別はいまだに解消されていません。一人一人が因習や偏見にとらわれず、それぞれの権利に対して理解を深め、尊重していくことが重要です。 ●お尋ね 市役所人権啓発課

商品に100%の自信を持ってお届けします。

まっばや

お買物は お近くのスーパーまっばやで

相浦店 TEL(0956)47-7123	吉井店 TEL(0956)64-4488	松浦店 TEL(0956)72-2549	六仙寺店 TEL(0955)20-1080	波佐見店 TEL(0956)20-7171
佐々店 TEL(0956)63-3123	江迎店 TEL(0956)65-2175	脇田店 TEL(0955)22-6288	有田店 TEL(0955)42-6512	

本部 長崎県佐世保市吉井町大渡免30-1

ROLEX CORNER

ROLEX・OMEGA 正規品販売店

永田宝石店 佐世保店

〒857-0872 佐世保市上京町3-19 (0956)25-6666
営業時間 AM10:30~PM7:30
www.nagatajewelry.com

新しい自分史の
始まりに
エール。